

鳥取県公報

令和3年2月26日(金) 第9278号

毎週火・金曜日発行

次 目 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県税の申告期限の延長 ◇告 示 特定計量器の定期検査の実施 (87) (くらしの安心推進課)・・・・・・・・・ 都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(88・89)(水環境保全課)・・・・・・2 国土調査の成果の認証(90) (農地・水保全課)・・・・・・・・・・・・・3 県道の区域の変更(91)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 県道の供用の開始(92)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 土砂災害警戒区域の指定(93)(治山砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・4 土砂災害警戒区域の指定の変更 (94) (") ・・・・・・・・・・・・・・・ 4 土砂災害特別警戒区域の指定(95) (")・・・・・・・・・・・・・・・5 指定居宅サービス事業の廃止の届出(97) (中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・6 指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (98) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (99) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 開発行為に関する工事の完了(100)(西部総合事務所生活環境局)・・・・・・・・6 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任(101)(会計指導課)・・・・・・・7 一般競争入札の実施(3件)(教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・7 ◇ 調達公告 令和2年9月25日付鳥取県告示第533号中訂正・・・・・・・・・・・・・・16 正

示

鳥取県告示第86号

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) 第7条第1項の規定により、地方税法(昭 和25年法律第226号) 又は条例に定める申告のうち、県内に事務所又は事業所を有する納税者に係る個人の事業税 (年の中途において事業を廃止した場合を除く。) 及び県内に所在する不動産の取得者に係る不動産取得税の申 告又は届出(条例第113条第1項又は第2項の規定による申告又は届出に限る。)であって、その期限が令和3年 3月15日に到来するものについては、その期限を同年4月15日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)のうち、 その期限が令和3年3月15日に到来するものについては、同税に併せて課される個人の市町村民税の措置の例に よる。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第87号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省 令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定によ り、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施区域

倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町

2 実施期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

3 実施場所

当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 東伯公共下水道

3 事業施行期間

平成9年3月21日から令和6年3月31日まで (変更前 平成9年3月21日から令和3年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第89号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町

2 都市計画事業の種類及び名称

琴浦都市計画下水道事業 赤碕公共下水道

3 事業施行期間

平成8年7月19日から令和6年3月31日まで

(変更前 平成8年7月19日から令和3年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第90号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の 名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成26年度及び平成	倉吉市(伊木、山根	倉吉市伊木、山根及び	令和3年2月26日
	27年度	及び八屋の各一部)	八屋の各一部	
		の地籍図及び地籍簿		
日野郡日野町	平成30年度及び令和	日野町(貝原の一部)	日野町貝原の一部	"
	元年度	の地籍図及び地籍簿		"
JJ	"	日野町(中菅の一部)	日野町中菅の一部	,,
,,	,,,	の地籍図及び地籍簿		"
JJ	"	日野町(貝原の一部)	日野町貝原の一部	,,
"	"	の地籍図及び地籍簿		"
JJ	"	日野町(三谷の一部)	日野町三谷の一部	,,
,,	"	の地籍図及び地籍簿		"
鳥取市		鳥取市(鹿野町河内	鳥取市鹿野町河内の	
	"	の一部) の地籍図及	一部	"
		び地籍簿		
		鳥取市(国府町谷及	鳥取市国府町谷及び	
IJ.	"	び清水の各一部)の	清水の各一部	"
		地籍図及び地籍簿		
		鳥取市(福部町栗谷	鳥取市福部町栗谷の	
IJ.	"	の一部) の地籍図及	一部	"
		び地籍簿		

鳥取県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
		前後別	(メートル)	(メートル)
両三柳西	米子市両三柳字後谷長三郎屋敷通3767-1地	変更前	21.2~21.7	216. 0
福原線	先から同市両三柳字中新田3889-1地先まで	変更後	21.4~39.9	"

鳥取県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
両三柳西福原	米子市両三柳字後谷長三郎屋敷通3767-1地先から同市両三柳字	令和3年2月27日
線	中新田3889-1地先まで	

鳥取県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称 福本B地区(I-1597)
- 4 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規 定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 治 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

八頭町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

新興寺地区 (I-1125)

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

福本B地区(I-1597)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規 定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の 規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
 - 一部について指定を解除するもの

新興寺地区(I-1125)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に 規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 明

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥	巌城はごろも苑	倉吉市巌城920-	令和3年2月	令和3年3月	短期入所生活
取県厚生事業団		1	8 日	13日	介護

鳥取県告示第98号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出 があったので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 明 Ш

開設者の名称	介護老人福祉施設 の名称	介護老人福祉施設 の所在地	辞退年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取	巌城はごろも苑	倉吉市巌城920-1	令和3年3月13日	介護福祉施設サー
県厚生事業団				ビス

鳥取県告示第99号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

令和3年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 Ш 寿 明

事業者の名称又	指定に係る事業	指定に係る事業所	民山东日日	廃止年月日	サービスの種類
は氏名	所の名称	の所在地	届出年月日 		
社会福祉法人鳥	巌城はごろも苑	倉吉市巌城920-	令和3年2月	令和3年3月	介護予防短期
取県厚生事業団		1	8 日	13日	入所生活介護

鳥取県告示第100号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和3年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和 2 年12月10日 鳥取県指令第202000234882号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 境港市竹内町字釜池落
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富益町5-148

西村 空土

鳥取県告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の 一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

投資事業有限責任組合契約に基づく分配金の収納に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県商工労働部産業振興課

課長補佐 岸本 幸

3 委任期間

令和3年2月24日から同年3月31日まで

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称

県立学校(東部地区)プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和3年8月31日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載 した金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含 む。) の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されていること。 なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年3月8日(月)正午ま でに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類 の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条 第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和3年2月26日以降に取得する場合を含む。)、納入期限 までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフタ ーサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めが あってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和3年2月26日(金)午前11時から同年3月19日(金)正午までの間にインターネット のホームページ (物品電子調達ウェブサイト (https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/)) から 入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年2月26日(金)から同年3月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か ら午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年4月7日(水)から同月14日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から 午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午までと

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年4月14日(水)午後1時以降

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は 紙入札により行うものであること。
 - (2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
 - (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年3月19日(金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、 郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日ま でに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証 金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効 とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作 成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

- (7) その他
 - ア 詳細は入札説明書による。
 - イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。
- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased: projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in East Region of Tottori Prefecture, 1 set
 - (2) March 19,2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
 - (3) April 14,2021 noon: Time-limit for submission of tenders (April 13,2021 5:00 PM: Time—limit for submission of tenders by registered mail)
 - (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL: 0857-26-7507

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称

県立学校(中部地区)プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量 入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和3年8月31日

(5) 納入場所

入札説明書による。

- (6) 契約金額
- ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載 した金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。
- イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含 む。)の総額を見積もること。
- 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されていること。 なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年3月8日(月)正午ま でに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類 の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3 条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和3年2月26日以降に取得する場合を含む。)、納入期限 までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフタ ーサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めが あってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当 電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

電子メール kyouikukankyou@pref. tottori. lg. ip

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和3年2月26日(金)午前11時から同年3月19日(金)正午までの間にインターネット のホームページ (物品電子調達ウェブサイト (https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/)) から 入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年2月26日(金)から同年3月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か ら午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年4月7日(水)から同月14日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から 午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午までと

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年4月14日(水)午後1時以降

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は 紙入札により行うものであること。
 - (2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
 - (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年3月19日(金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、 郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
 - (5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日まで に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金 の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説

明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効 とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作 成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in Middle Region of Tottori Prefecture, 1 set
- (2) March 19,2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 14,2021 noon: Time-limit for submission of tenders (April 13, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL: 0857-26-7507

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

鳥取県知事 平 井 伷 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校(西部地区)プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和3年8月31日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載 した金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含 む。) の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されていること。 なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年3月8日(月)正午ま でに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類 の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3 条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和3年2月26日以降に取得する場合を含む。)、納入期限 までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフタ ーサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めが あってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

電子メール kyouikukankyou@pref. tottori. lg. jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町-丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和3年2月26日(金)午前11時から同年3月19日(金)正午までの間にインターネット のホームページ (物品電子調達ウェブサイト (https://www. pref. tottori. lg. jp/denshichotatsu/)) から 入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年2月26日(金)から同年3月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か ら午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年4月7日(水)から同月14日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から 午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午までと する。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年4月14日(水)午後1時以降

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は 紙入札により行うものであること。
 - (2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
 - (4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年3月19日(金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、 郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日まで に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金 の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効と する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作 成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

- (7) その他
 - ア 詳細は入札説明書による。
 - イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。
- - (1) Nature and quantity of the products to be leased: projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in West Region of Tottori Prefecture, 1 set
 - (2) March 19,2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
 - (3) April 14,2021 noon: Time-limit for submission of tenders (April 13, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
 - (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL: 0857-26-7507

令和2年9月25日付鳥取県公報第9237号の鳥取県告示第533号(保安林の指定施業要件の変更予定について)中 次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から14

誤 1040の50

正 1040の50 (国有林)